「TEAM IFA 会員規約」

第1条(目的)

一般社団法人 日本 I F A 協会(以下「当法人」という)は、資本市場に参加するすべての 関係者と協力して、国民一般を対象とした金融リテラシ啓蒙啓発活動および資産形成・資産 運用に関する支援活動を積極的に推進する。

その趣旨の遂行のために「TEAM IFA」として関係者の団体を組織し、その運営にあたる

「TEAM IFA」は一般社団法人 日本IFA協会の運営・管理するものとし、ここに規 約ならびに会費など諸規則を定めるものとする。

第2条(会員の定義と役割)

- (1) 「TEAM IFA」会員は、国民の資産形成・資産運用に関連した活動を支援する ことに賛同した、団体および個人により構成される。
- (2) 個人会員とは、この活動趣旨目的に賛同し、各種活動に可能な範囲で参加できる議 決権を有さない個人の会員をいう。
- (3) 法人会員とは、この活動趣旨目的に賛同し、「TEAM IFAの活動」を主に資金 的に支援する意思をもつ団体の会員をいう。

第3条(入会)

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入し、運営管理主体である一般社団法人 日本 I F A 協会に F A X、メールまたは直接提出することする。年会費は振込の受付のみとし、申込書の受領後 14 日以内に年会費の振込を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第4条(年会費)

年会費は以下のように定める。

IFA個人事業者並びにIFA法人事業社会費

I F A個人事業者

年会費: 1口30,000円

I F A 法人事業社

年会費:1口100,000円とし、上限は10口とする。

② 東京証券取引所上場企業

年会費:1口100,000円とし、上限口数は100口をとする。

③ 投資信託等資產運用機関

年会費:1口100,000円とし、上限口数は100口をとする。

- (1) 当法人からの払い込み通知に従い、毎年入会月末までに当法人指定口座へ振り込むものとする。
- (2) 年会費は当法人への寄付金として受領し、個別に定めがある場合を除き、便宜供与のないものとする。

第5条(入会の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合。
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合。
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合。
- (4) 年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合。

第6条(会員資格及び有効期間)

- (1) 個人会員・法人会員資格有効期間は、入会申込月の翌月1日より1年間とする
- (2) 前項に定める有効期間は、会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。
- (3) 個人会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、 第三者への資格承継はできないものとする。
- (4) 団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を粗面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。
- (5) 会員資格の譲渡、貸与、売買等をすることはできない。

第7条 (表決権)

この会員組織の運営は、一般社団法人 日本 I F A 協会に委任するものとし、支援会員に表 決権はないものとする

第8条(会員情報の変更)

- (1) 会員は、入会申込書に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。
- (2) 前項の届出が無く会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わな

いものとする。

第9条(会員情報等の更改)

- (1) 当法人は会員情報を原則として外部に公開することは致しません。
- (2) 会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライバシー情報を警察または関連諸機関などに通知することがあります。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライバシー情報やアクセスログに関する情報開示を求められたときは、必要に応じて情報を開示することがあります。
- (3) 会員は当法人の上位対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当法人は責任を負わないものとします。

第10条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会議を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 正当な理由なく、1年度を通して共同の活動が行われなかったとき。
- (5) 本規約に違反したとき。
- (6) 除名されたとき。

第11条(除名)

運営団体である一般社団法人 日本 I F A 協会は、「T E A M I F A 会員」が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき。
- (2) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第12条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第13条(拠出金品の不返還)

既に納入した入会金及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第14条(正会員特典)

正会員は、会員登録時に発行される会員証を提示することにより、次の各号の特典を受けることができるものとする。

- (1) 会員証の発行(再発行は基本的に行わないものとする)。
- (2) ホームページにおける会員専用ページ閲覧。
- (3) 当法人が企画する事業・イベントの先行案内。
- (4) 協賛企業による割引またはその他特典。
- (5) 会員・準会員・賛助会員が個別に希望する場合は、協会広告規定に従いホームページの会員紹介欄に会員情報として掲載することができる。
- (6) 正会員には会員が希望する場合、個人情報セキュリティーツール(電磁的方法)利 用資格を提供する。

第15条(禁止事項)

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為またが侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もうしくはその恐れのある行為。
- (3) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (4) 営業活動や営利目的、またはその準備を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

第 16 条 (免責)

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害を与えないものとします。

第17条(損害賠償)

(1) 会員が本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって 当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償する こととする。 (2) 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第18条(会員規約の変更)

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することがある。